

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 確定要求書の回答書提出について（２回目）

交渉日時 令和４年１１月２４日（木） １５時１０分～１７時３５分

交渉場所 市役所本庁舎 ３階３０１会議室

交渉出席者 当局側 川口副市長 秋元市長公室長 雲丹亀市長公室副部長 西川人事課長
大槻人事課副課長 足立人事研修係長 加島給与係長

組合側 福田執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計１１人

概要	要
組合の主張	<p>２０２２年賃金確定要求について交渉を行った</p> <ol style="list-style-type: none">① 複数の育児休業者が見込まれる職場などの代替職員としての正職員配置の対応の検討状況はどのような状況か。また、専門職が育児休業を取得した場合の代替は、専門職ではなく事務職の会計年度任用職員が配置されるケースが多く、他の専門職等に負担がかかっている。② 前歴換算については、今回の給与見直しに伴って前歴を長く持つ職員が現行よりも不利とならないような対応をすべき。③ 住居手当は支給額の上限が引き上げられることとなるが、対象家賃によって支給額が下がる職員もわずかにいる。救済はできないか。④ 子に係る扶養手当は、人事院等が実施する民間給与実態調査の結果も上昇傾向であり、引き上げるべきではないか。⑤ ファミリーサポート休暇は、療育の通院で日数が足りないという職員もいる。障害のある子の場合には日数を増やすなどの検討をしてほしい。また、適用範囲についてもＰＴＡ活動などにも拡大を検討してほしい。
当局の主張	<ol style="list-style-type: none">① そのような職場状況については認識している。職員の採用・退職の状況によっては可能な状況もあるかもしれないが、ルール化することはできないと考えている。② 現時点で回答は持ち合わせていない。前歴換算の考え方については、初任給の格付け方法についても再検討の余地があると考えている。③ 住居手当については、特例的な扱いは難しく、制度設計または運用の中でできることがあるのか検討はしたい。④ 一方で本市の配偶者に係る手当は国よりも高い。制度全体としてとらえるならば、配偶者に係る手当も併せた議論が必要であり、子に係る手当のみを上げることにはならない。⑤ この間子育てを取り巻く環境も踏まえる中で、色々検討すべき部分はある。こちらもそういった観点で協議をしていきたい。